平成２１年（フ）第１５５９号

名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘11棟405号、開始決定時の住所名古屋市中川区富田町大字戸田字西通海60番地　戸田荘11棟405号、住民票上の住所愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目85番地　Ｅｓｐｏｉｒ鷹居Ａ―101号

破産者　相馬　綾乃（旧姓田口）

1　決定年月日　平成21年９月９日

2　主文　破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０７７号

東京都新宿区市谷加賀町１丁目１番１号

清算株式会社　株式会社和幸社

1　決定年月日　平成21年９月11日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第５号

北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目２番５号

清算株式会社　株式会社阿寒ロイヤルホテル

1　決定年月日　平成21年９月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　特別清算開始決定日後の利息及び遅延損害金の放棄

各協定債権者は、清算株式会社株式会社阿寒ロイヤルホテル（以下「清算会社」という）に対し、協定債権のうち特別清算開始決定日（平成21年７月24日）以後に発生する利息及び遅延損害金の請求権を放棄する。

2　最終弁済

⑴　清算会社は、本協定成立後、すみやかに全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価等」という）を終了させる。

⑵　清算会社は、各協定債権者に対し、全資産の換価等が終了した時から１か月以内に、全資産の換価等により得た残存する金員から公租公課その他一般の優先権がある債権等会社法515条３項括弧書き内記載の債権（将来に発生が見込まれる債権を含む。以下「優先債権等」という）に対する弁済原資を控除した後、なおも残余の弁済原資があるときは、これを各協定債権者の当該弁済の直前の時点における協定債権額の残高で按分した金額相当の金員を、最終弁済として弁済する。

⑶　最終弁済額は、その全部を債権元本に充当する。

⑷　弁済原資がないときは、最終弁済は行わない。

3　権利の放棄

⑴　各協定債権者は、前項の最終弁済を受けるのと同時に、特別清算開始日現在の協定債権から既弁済額（最終弁済額を含む）を控除した残債権を放棄する。

⑵　最終弁済の金額がないときは、清算会社は、各協定債権者に対して最終弁済の金額がない旨の通知を行うものとし、その通知を発した時に、特別清算開始日現在の協定債権から既弁済額を控除した残債権の放棄を受けるものとする。

4　弁済の場所及び方法

⑴　本協定に基づく弁済は、清算会社本店（北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉一丁目２番５号）において行う。但し、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛てに、当該協定債権者の費用負担で振込送金するものとする。

⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴の弁済場所において弁済金を受領せず、かつ、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算会社は当該弁済金を釧路法務局に供託する。

5　追加弁済

⑴　第２項による最終弁済後、新たに清算会社の財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価により得た金員からその換価費用その他の優先債権等の額を控除した残額を追加弁済原資として、これを第３項により最終弁済と同時に債権放棄した各協定債権者の協定債権の放棄額で按分した金額相当の金員を、各協定債権者に対して追加弁済として弁済する。

⑵　追加弁済の場所及び方法は第４項と同一とする。

⑶　追加弁済が行われた場合、追加弁済がなされた金額の範囲で第３項の債権放棄の効力は失われるものとし、追加弁済額は、その全部を債権元本に充当するものとする。

釧路地方裁判所民事部

監督命令

平成２１年（再）第４５号

大阪府高槻市大冠町３丁目５番14号

再生債務者　阿部　利一

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目１番３号北浜清友会館９階　新宅法律事務所　弁護士　新宅　正人

3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　多額の借財

ウ　和解及び仲裁合意

エ　別除権の目的である財産の受戻し

平成21年９月11日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第１６号

札幌市南区北ノ沢２丁目１番１号

再生債務者　元田　則男

1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年10月２日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成21年11月６日から平成21年11月20日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第４４号

大阪府枚方市長尾谷町１丁目11番１号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡吉見町大字長谷字八幡1925番地

再生債務者　シロックス物流株式会社

1　決定年月日時　平成21年９月９日午後０時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年10月14日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成21年11月13日から平成21年11月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第６号

広島市西区南観音町21番30―201号

再生債務者　株式会社アルパ・コーポレイション

1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年10月８日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成21年10月29日から平成21年11月12日まで

広島地方裁判所民事第４部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第２号

北九州市戸畑区中原東３丁目13番48号

再生債務者　株式会社川口工務店

1　期日　平成21年10月９日午後１時30分

2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議

平成21年９月８日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２号

山形県西村山郡河北町谷地乙93番地

再生債務者　朝日川酒造株式会社

1　決議に付する計画案　平成21年６月29日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成21年11月12日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成21年10月30日まで

平成21年９月10日　　山形地方裁判所民事部